

## 市民意見公募手続に関する要領

### (目的)

第1条 この要領は、市民の市政参画の推進に関する要綱（平成22年1月1日施行。以下「要綱」という。）第9条第1項に規定する市民意見公募手続（以下「市民意見公募手続」という。）の運用について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (対象計画等の案の公表方法等)

第2条 要綱第11条の対象計画等（以下「対象計画等」という。）の案及び同条各号に掲げる資料（以下「参考資料」という。）の公表は、次に掲げる方法により行うものとする。ただし、対象計画等の案を記載した文書及び参考資料の量が相当程度多い場合にあつては、これらの概要を公表するとともに、当該対象計画等の案及び参考資料の閲覧又は配付の方法を明らかにするものとする。

- (1) 市長が指定する場所における閲覧又は配付
- (2) 本市のホームページへの掲載

2 市民意見公募手続を実施する部署の長（以下「所管課長」という。）は、要綱第11条の規定により対象計画等の案を公表したときは、次に掲げる事項を当該公表した日以後最初に発行される広報紙「ひろしま市民と市政」に掲載し、対象計画等の案を公表した旨を市民に周知させるものとする。

- (1) 対象計画等の案の名称
- (2) 対象計画等の案の公表方法
- (3) その他市長が必要と認める事項

3 所管課長は、前項の周知に合わせ、対象計画等の案に対する市民意見等の提出方法、提出期間及び提出先を市民に周知させるものとする。

### (市民意見等の提出に係る必要事項)

第3条 所管課長は、要綱第12条第1項の規定により市民意見等を提出しようとする市民に対して、氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び事務所の所在地）を明らかにするよう求めることができるものとする。

### (市民意見等を考慮した結果の公表方法)

第4条 要綱第13条第2項の規定により公表する場合については、第2条第1項の規定を準用する。

### (実施状況等の周知)

第5条 所管課長は、市民意見公募手続の実施状況等を市民に周知させるため、次に掲げる事項を本市のホームページに掲載し、公表するものとする。

- (1) 要綱第11条の規定により公表する対象計画等の案の名称
- (2) 要綱第13条第2項の規定により公表する対象計画等の名称
- (3) 要綱第10条第2項各号のいずれかに該当することにより市民意見公募手続を実施することなく策定等を行った基本的な計画等の名称及び市民意見公募手続を実施しなかった理由
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(委任規定)

第6条 この要領の施行について必要な事項は、企画総務局長が定める。

附 則

この要領は、平成22年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。